

第20表 交通関係法令違反取締状況

(1) 違反別・態様別取締件数

違 反	件 数	構 成 比
総 数	820,678	100.0 %
無 免 許	1,095	0.1 %
酒 酔 い	35	0.0 %
酒 気 帯 び 0.25 mg/ℓ 以上	539	0.1 %
酒 気 帯 び 0.15 mg/ℓ 以上	241	0.0 %
速 度 超 過	62,958	7.7 %
横 断 歩 行 者 妨 害	19,832	2.4 %
一 時 不 停 止	135,143	16.5 %
右 左 折 方 法	10,831	1.3 %
信 号 無 視	118,602	14.5 %
通 行 区 分	1,750	0.2 %
指 定 通 行 区 分	63,572	7.7 %
進 路 変 更	83,446	10.2 %
指 定 横 断 等	27,288	3.3 %
通 行 帯	14,521	1.8 %
追 越 し	341	0.0 %
踏 切 不 停 止	9,614	1.2 %
通 行 禁 止	146,824	17.9 %
整 備 不 良	4,666	0.6 %
定 員 外 乗 車	141	0.0 %
大型自動二輪車等乗車方法	518	0.1 %
駐 停 車	45,582	5.6 %
積 載 物 重 量 制 限 超 過	2,041	0.2 %
携 帯 電 話	64,825	7.9 %
保 管 場 所 法	86	0.0 %
そ の 他	6,187	0.8 %

(2) 行政処分の基礎点数告知件数

違 反	件 数
総 数	3,628
シ ー ト ベ ル ト	3,453
ノ ー ヘ ル	175

(3) 放置違反金納付命令件数

違 反	件 数
放 置 違 反 金 納 付 命 令	316,076

注1 駐停車とは、違法駐車行為をした者が①当該行為により交通反則告知される。②当該事件について公訴を提起される。③家庭裁判所の審判に付される。等の場合をいう。

2 放置違反金納付命令とは、放置車両の使用者に対し、公安委員会が放置違反金の納付を命ずる処分をいう。

数値：交通執行課（駐停車、保管場所法及び放置違反金納付命令を除く。）

駐車対策課（駐停車、保管場所法及び放置違反金納付命令）